

質問に対する回答

	質問	回答
1	仕様書3業務目的より「施設利用を圏域住民に促し」とありますが、貴市が重点的に利用を促したい施設はどの施設をお考えでしょうか。	実施要領の1趣旨にもありますが、子育てに関する悩みの相談や情報提供ができる場として、子育て支援センターを中心に利用を促したいと考えています。
2	広告をかけるにあたり、積極的に誘導したいページはありますか。	施設の周知、利用につなげるために、下記サイト内の各施設の詳細が載っているページへの誘導をしていただければと考えています。 ・焼津市子育て応援サイト (https://www.yaizu-kosodate.com/) ・静岡市子育て応援総合サイト (https://shizuoka-city.mamafre.jp/)
3	昨年度も類似の案件を実施しておりましたが、その施策と結果をご教授いただけますでしょうか。	昨年度は焼津市ターントクルこども館と静岡市駿府匠宿の施設の魅力を伝える内容でプロモーション事業を実施し、認知度向上・集客・誘客効果が得られる結果となりました。
4	本業務を遂行する上で、対象施設において現在運用している各SNSアカウントはございますでしょうか。ある場合は教えていただきたい。	ターントクルこども館では、Facebook・Instagram・Twitter、その他施設ではLINEを使った情報発信を行っています。当事業では広告用アカウントを受託者独自で用意していただくものとしています。
5	子育て支援施設とは具体的には子育て支援センターのみを対象とするのか児童館なども含めたものになるのでしょうか。	実施要領の1趣旨にもありますが、子育て支援センター、児童館、こども館等の子育て支援施設が対象です。
6	児童館などを含めた場合の想定するお子様の年齢は何歳までのお子様を想定すればよろしいのでしょうか。	子育て支援センターの対象者は0～3歳の子とその保護者、児童館の対象者は満18歳未満の児童としています。
7	広告の遷移先について静岡市 (https://shizuoka-city.mamafre.jp/) や焼津市 (https://www.yaizu-kosodate.com/) の支援サイトを活用する認識で間違いはないでしょうか。	そのとおりです。

8	広告に使用する画像について、上記支援サイトや市のサイトに掲載されている施設の画像を使用することは可能でしょうか。	可能です。
9	原則出稿アカウントは受託者で用意(仕様書4.(5).ウ)との記載はありますが、既存アカウントとの連携は可能でしょうか。	既存のSNSアカウントやHPへのリンク設定は可能です。
10	広告のコンテンツとして、インフルエンサーに依頼することを検討してもよいのでしょうか。	インフルエンサー等に依頼していただいてもかまいません。